

徳島市公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間: 令和3年4月1日～令和4年3月31日

施設名	徳島市勤労者体育館		
指定管理者	徳島県木材団地協同組合連合会	担当課	市民文化部文化スポーツ振興課
指定期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日	公募・非公募の別	非公募
施設の所在地	徳島市津田海岸町8番29号		事業の概要 ・体育館及び付属設備の維持管理に関する業務
施設の概要	昭和50年3月竣工 延床面積599.2㎡、競技場面積376㎡、研修室83.65㎡、休憩室17.5㎡		

	項目名	令和2年度	令和3年度	項目名	令和2年度	令和3年度
利用状況に関する事	利用者数等	9,425人	10,447人	自主事業参加人数	0人	0人
	利用回数	797回	915回	事業開催数	0回	0回
収支状況に関する事	指定管理料	0千円	0千円	人件費	558千円	889千円
	利用料収入	1,621千円	1,882千円	管理費	1,063千円	993千円
	その他収入	0千円	0千円	その他	0千円	0千円
	収入実績(総額)	1,621千円	1,882千円	支出実績(総額)	1,621千円	1,882千円

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	当施設には管理者が常駐していないため、安全管理の必要性により屋外監視カメラ1台を設置している。 各利用者が責任をもって利用すること、また、マナーを守るよう説明し、利用後は点検報告書を提出してもらっている。なお備品等の不具合や気づいた点の報告があった場合は早急に対応している。 当連合会が休みの日は、当連合会携帯へ転送されるようになっており緊急時の場合に備えて対応できるよう体制を整えている。	A
	(2) 職員配置		
	(3) 職員研修		
	(4) 利用促進の取組み		
	(5) 設備・備品管理		
	(6) 安全管理体制		
	(7) 緊急時の体制		
利用者に関する業務	(1) 利用状況	3ヶ月単位での利用者決定方法を実施、重複枠の場合は、抽選とし公平に利用できるよう効率的な管理運営を行っている。また、平日の夜間枠の希望が多いため、18時～20時、20時～22時の2時間枠を確保、より多くの方に利用していただけるよう対応している。 当施設の設置の趣旨である勤労者の福祉向上を図ると共に、地域住民が気軽にスポーツを楽しめる場所として利用していただけるよう努めている。	A
	(2) 平等な利用		
	(3) 利用料金		
	(4) 接客対応		
	(5) 個人情報保護		
	(6) サービス向上の取組		
施設管理業務維持	(1) 保守点検業務	引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策として消毒液、ハンドソープの補充を徹底している。 清掃業務は業者へ委託し、トイレ、廊下、更衣室等、週2回行っている。	A
	(2) 清掃等維持管理業務		
	(3) 修繕等維持管理		
事実事業	(1) 企画運営事業	なし	/
	(2) 自主事業		
経理状況	(1) 施設収支状況	感染力の強いオミクロン株が学校等で流行し、高校生以下の体育館の利用制限がかかったことと一般の利用者が増えたことで収支状況は横ばいに推移する。 電気料金の安い電力会社へ令和3年7月より変更し削減メリット91,154円となった。(R3.7～R4.3地域電力会社比)	S
	(2) 指定管理者経営状況		
	(3) 経費の縮減		
評価基準	S:優れている (協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている (協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する (協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント		総合評価
関係法令や条例に基づく要綱や規則を遵守し、適正な施設運営管理を実施しており、施設利用者が安全で安心して利用できる施設修繕やコロナの感染対策も充実している。経営状況についても、効率的な経費削減に対応している。 上記のとおり仕様書等より優れた管理が行われたため、総合評価をSとした。		S
総合評価基準	S:優れている (各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている (各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する (各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)	